平成３０年（フ）第１０１号
札幌市北区屯田７条１丁目12番34号
破産者　美濃　幸次
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７４８号
宮城県名取市愛島小豆島字清水坂４番地、従前の住所東京都港区東麻布２丁目35番１号ＫＣビル　302
破産者　大友　康子
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２７号
埼玉県東松山市大字石橋2166番地187
破産者　栗林　秀和
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２５３号
茨城県古河市駒羽根1418番地２、前住所福岡県北九州市八幡西区吉祥寺町２番４－１号（102号）
破産者　勝田　陽子（旧姓荒生・山下）
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１８８０号
さいたま市南区文蔵３丁目24番16－201号、旧住所さいたま市南区文蔵５丁目21番７号
破産者　平出　浩行
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３９号
埼玉県志木市館２丁目８番１－902号
破産者　鈴木　浩司
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２５号
神奈川県横須賀市公郷町３丁目11番地17　Ｂ’Ｃｏｌｌｅｃｔ衣笠101
破産者　大野あゆみ
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１１４０号
名古屋市瑞穂区土市町１丁目40番地　藤マンション301号、従前の住所愛知県春日井市南下原町６丁目15番地５
破産者　鈴木　浩二
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８２０号
愛知県知多市つつじが丘１丁目13番地（19－402）、従前の住所愛知県東海市東海町２丁目１番３号　桜荘
破産者　本宿　良一
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８７３号
名古屋市緑区鳴海町字中汐田88番地　鳴海荘302号、従前の住所名古屋市緑区青山２丁目31番地　青山ハイツ306号
破産者　梶原　広之
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６７６号
大阪市東住吉区杭全６丁目３番23号
破産者　乳久保道明
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６２９号
大阪府四條畷市美田町２番５号、前住所大阪府四條畷市大字中野539番地の１　Ｍ’ＰＬＡＺＡ四條畷309
破産者　數胴　輝幸
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１１８号
山口県萩市大字椿東1189－350、住民票上の住所大阪市北区本庄東１丁目13番２－707号
破産者　白石　典子
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８７０号
大阪府豊能郡豊能町新光風台４丁目４番地の12
破産者　吉川　拓志
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４２号
神戸市兵庫区荒田町４丁目23番３号　青山文化２Ｆ東
破産者　石田　　修
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２６号
奈良県山辺郡山添村大字伏拝814番地
破産者　植田　裕介
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９７２号
広島市西区大芝３丁目12番５－302号
破産者　彦坂　吉徳
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部